

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第1回登米市公民館運営審議会
開 催 日 時	令和5年11月24日（金） 13時30分 開会 15時35分 閉会
開 催 場 所	中田生涯学習センター 2階 学習室
議 長 の 氏 名	小林富雄
出席委員の氏名	小林富雄会長、半田広太郎副会長、千葉幸毅委員、草野成子委員、 日野文敏委員、庄子昌春委員、石垣富雄委員、熊谷一委員、 佐々木武二委員、佐藤宏明委員、羽生進委員、鈴木敬一委員、 渡邊宏紀 以上13名
欠席委員の氏名	千葉秀子委員、伊藤博委員
事務局職員職氏名	教育長 小野寺 文晃、教育部長 小林 和仁、 教育部次長 阿部 信広、生涯学習課長 守屋 乃扶子 生涯学習課長補佐兼係長 佐々木 俊樹、主幹 三上 典子 主事 但木 康平
議 題	施設使用料及び減免制度の見直しについての報告 公の施設利用に関するガイドライン（案）について
会 議 資 料	別紙のとおり
会 議 結 果	施設使用料及び減免制度の見直しについての報告の報告を行った。また、現在作成中の公の施設利用に関するガイドライン（案）についてご意見をいただいた。
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	【事前送付資料】 資料1：施設使用料に見直しについて 資料2：令和6年4月1日からの施設使用料 資料3：令和6年4月1日より公の施設使用料等の減免制度が変わります 資料4：公の施設利用に関するガイドライン（案）

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事務局	(開会) 委嘱状を小野寺教育長より各委員へ交付
教育長	開会の挨拶
事務局	欠席の委員が2名であり、出席が過半数を超えているので、会議が成立していることを報告。 会長、副会長の選任について、小林部長が仮議長となり互選を行い、会長に小林委員、副会長に半田委員を選任 小林会長が議長となり議事を進行することを説明
議長	(審議) (1) 施設使用料及び減免制度の見直しについての報告について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料に基づき説明】
委員	B&G の施設は財団が建設し無償譲渡を受けたものだが、今回の経費の積算時に建設費を入れてあるのか。
事務局	現在資料を持ち合わせていないので、後ほど確認させていただく。
委員	社会福祉団体が全額免除から5割減免へ負担が大きくなったのは、どういう経緯なのか。
事務局	主に社会福祉協議会が対象となるものだが、団体の会議等を行う際は5割減免となるものだが、市から委託している事業については、市が主催・共催するものと同じ取り扱いとなるので、免除となるもの。
委員	資料4に配食サービスや子育てサークルなどが5割減免となり負担増になっている。障がい者を対象とした事業なども、公益性がないと判断したのか。
事務局	配食サービスについては、市からの委託事業となることから免除となる。また、全ての活動について公益性がないと判断したものではなく、団体自身の会議等を行う際は、受益者負担として5割の金額となるもの。ただし、実際にボランティア活動を行う際は、免除

委員	<p>となる場合もあるよう整理したところ。</p> <p>障がい者団体も免除から5割になっているのはどうなのか。再考できないものか。</p>
事務局	<p>施設の利用にあたっては、原則として利用料をいただくものであり、減免は例外的な取り扱いであるということをご理解いただきたい。また、活動の内容によっては、免除となることもあるもの。</p>
委員	<p>文化協会、体育協会の加盟団体が免除でなくなるとのことだが、地域の元気がなくなるのではないか。弱いものに手厚くなるような制度でなければならないのではないか。</p>
事務局	<p>施設の維持管理は利用する方の使用料と市の予算で維持管理の経費をみている。市の予算の中身は全く施設を使わない方からの税金となるものであり、施設を使う人と使わない人との公平性の確保という観点から今回の見直しを行うものなのでご理解いただきたい。</p>
委員	<p>資料1の1ページには、今回の算定では人件費も含む旨記載があるが、3ページの算定方法の表には含まれていないように見えるがどっちなのか。</p> <p>また、減免適用団体登録要綱は廃止するとあるが、来年の4月1日からは全く対象外となるものなのか。</p>
事務局	<p>3ページの算定方法の「施設ごとの過去5か年の維持管理経費の平均値」には人件費を含んでいる。</p> <p>減免適用団体については、4月1日で以降であってもその団体の登録期間内であれば、減免が継続されるもの。</p>
委員	<p>人件費は施設が動いていなくても発生するものであるもので、これこそ施設を使う人だけではなく、市民全体で負担するものではないのか。</p> <p>また、指定管理料が増額となっているとは聞いたことがないが、今後も増額する気はないのか。</p>
事務局	<p>ここで言う人件費は指定管理料に含まれる人件費であり、施設を管理する上でのすべての経費を計算しているもの。</p> <p>指定管理料は、管理運営にかかる人件費を含む経費を積算している。指定管理料はこれまでも人件費の定期昇給分や、物価高騰などに対応し、更新のたびに増額している。</p>

委員	これまではイベント型での事業実施が主であるが、地域の特性を活かした事業内容となるよう、進めていただきたい。
委員	電気料が上がっているのに、付帯料金である冷暖房料を上げたほうが理解されやすいのではないかと。
議長	今の質問は次のガイドラインの説明に関連するので、先に（２）公の施設利用に関するガイドライン（案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	【資料に基づき説明】
委員	放課後デイサービスは減免の対象とならないのか。
事務局	ご意見として承る。
委員	使用料の返還について、前納の施設は使わなくても返納することはないのか。
事務局	使用料は申請時にお支払いいただくのが原則である。施設によっては前納しなければならないと条例で定めている施設もあるので、一概には言えないが、７ページの表現が分かりにくいのであれば、もう少し文言の整理を検討する。
委員	社会福祉団体の総会や役員会で利用する際も、無料でなくなるという解釈でよろしいのか。
事務局	ガイドライン 16 ページにあるように障がい者団体は 5 割減額となるもの。
委員	今回の見直しにあたり、指定管理者であるコミュニティ団体の職員の事務量がどれくらい増えるか算定しているか。
事務局	算定は行っていない。料金の改正について周知を行っていただきたいと考えているし、問い合わせも増えることが想定されるが、指定管理団体の業務としてお願いしたいと考えている。
委員	行政区の行事に向けて踊りの練習をしたりする際も、料金は発生するのか。
事務局	全体としての利用であれば免除となるが、一部の人の利用であれば、料金が発生するもの。

委員	<p>使用料の見直しも大事なことではあるが、この会議は公民館の事業について意見するのが本来の目的ではないのか。今回の会議が2年半ぶりに開催されたものだが、その経緯を教えてください。</p>
事務局	<p>コロナ禍でなかなか会議を開けなかったこともあるし、設置条例では公民館長からの諮問によって会議を開くとなっているが、公民館・ふれあいセンターは全て指定管理となっており、直営の頃とは違い、公民館の運営については、コミュニティ団体の役員等によりしっかりと議論された上で実施されているものであり、諮問する案件がなかったもの。</p> <p>今回の見直しについても公民館長からの諮問があったものではないが、公民館の運営に大きな影響があるものと考え、協議いただくこととしたもの。</p>
委員	<p>以前に、地区ごとに公民館長を呼んで、会議を開いてはどうかと提案したことがある。そういったことも検討していただきたい。</p>
事務局	<p>ご提案いただいた内容について、今後の在り方について検討させていただきます。</p>
委員	<p>公民館職員の出入りが激しいと感じている。公民館職員には退職金制度がないようだが、こういった出入りを防ぐ観点からも、検討してほしい。</p>
事務局	<p>指定管理職員の退職金制度については、指定管理者からも要望をいただいているところなので、今後検討させていただく。</p> <p>職員の出入りが多い点については、そういった対策についても働きやすい職場になるよう進めていきたい。</p>
議長	<p>他にないようであれば、頂戴した意見を参考にして策定に取り組んでいただくようお願いする。また、各公民館に出向いて、館長等の話を聞くという会議のやり方についてもご検討いただくようお願いし、審議を終わらせていただく。</p>
副会長	<p>閉会の挨拶</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>